

発議第2号

備前市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

備前市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年12月25日提出

議会運営委員会

委員長 守 井 秀 龍

## 備前市条例第 号

### 備前市議会委員会条例の一部を改正する条例

備前市議会委員会条例(平成26年備前市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書を削り、同項第1号を次のように改める。

(1) 総務産業委員会 8人

- ア 総務部の所管に属する事項
- イ 総合政策部の所管に属する事項
- ウ 産業観光部の所管に属する事項
- エ 建設部の所管に属する事項
- オ 会計課の所管に属する事項
- カ 監査委員の所管に属する事項
- キ 農業委員会の所管に属する事項
- ク 固定資産評価審査委員会の所管に属する事項
- ケ 他の委員会の所管に属さない事項

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例施行の際、現に改正前の備前市議会委員会条例の規定に基づき在任する総務産業委員会、厚生文教委員会の委員長、副委員長及び委員は、改正後の同条例の規定に基づく総務産業委員会、厚生文教委員会の委員長、副委員長及び委員になるものとし、その任期は改正前の同条例の規定によるそれぞれの委員会の委員の残任期間とする。
- 3 この条例施行の際、現に改正前の備前市議会委員会条例の規定に基づく常任委員会に付議されている特定の事件は、改正後の同条例の規定に基づく当該所管の常任委員会にそれぞれ付議されたものとみなす。

備前市議会委員会条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <hr/> <hr/> <p>(1) 総務産業委員会 8人</p> <p>ア 総務部の所管に属する事項</p> <p>イ 総合政策部の所管に属する事項</p> <p>ウ 産業観光部の所管に属する事項</p> <p>エ 建設部の所管に属する事項</p> <p>オ 会計課の所管に属する事項</p> <p>カ 監査委員の所管に属する事項</p> <p>キ 農業委員会の所管に属する事項</p> <p>ク 固定資産評価審査委員会の所管に属する事項</p> <p>ケ 他の委員会の所管に属さない事項</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。ただし、総合支所部の所管に属する事項については、当該事項と同様の事項を所管する部等又は行政委員会の所管に属する事項とみなす。</p> <p>(1) 総務産業委員会 8人</p> <p>ア 市長公室の所管に属する事項</p> <p>イ 企画財政部の所管に属する事項</p> <p>ウ 総務部の所管に属する事項</p> <p>エ 産業観光部の所管に属する事項</p> <p>オ 建設部の所管に属する事項</p> <p>カ 会計課の所管に属する事項</p> <p>キ 監査委員の所管に属する事項</p> <p>ク 農業委員会の所管に属する事項</p> <p>ケ 固定資産評価審査委員会の所管に属する事項</p> <p>コ 他の委員会の所管に属さない事項</p>